

平成25年度第2回知立市文化財保護委員会

1.日時・場所

平成25年11月29日（金） 午後2時00分～午後4時00分
知立市役所 第9会議室

2.出席者

清水正明、藤井かなる、松井節子、日比野進、杉浦茂、杉浦五一、鷹巣純（以上委員）、
川合教育長、加古教育部長、鶴田文化課長、篠原文化振興係長、田中主事補

3.議題

- (1) 旧総持寺跡の大銀杏について
- (2) 文化財の指定について
- (3) 指定文化財のホームページへの掲載について

4.報告事項

- (1) 荒新切遺跡の整備計画進捗状況について
- (2) 松の倒木について
- (3) 知立神社の登録有形文化財（建造物）への登録について

5.その他

- (1) 文化財防火デーについて

6.概要及び経過

- (1) あいさつ
委員長あいさつ
教育長あいさつ
- (2) 議題
議事の概要は次のとおり

議題(1)旧総持寺跡の大銀杏について

藤井委員長 議題(1)旧総持寺跡の大銀杏について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議題1の説明をする)

日比野委員 移植することはできないのですか。

事務局 松並木の樹木管理をいただいている造園業者に確認したところ、古い木の

ため移植すると枯れてしまうようです。

- 杉浦五委員 市が購入して管理する場合、以前の持ち主のような管理は可能ですか。
- 事務局 造園業者に確認したところ、銀杏は生命力が強いため強剪定をかけても葉が出てくるそうです。そこで強剪定を1年おきにかけて、実や葉が落ちるのを防ぎたいと考えております。見積をとったところ、30～40万円の費用が必要です。
- 日比野委員 その費用に落葉の掃除費用も含まれていますか。
- 事務局 含まれません。銀杏はマンションと駐車場、そしてマンションとは別の家に挟まれるかたちで残ります。ですから落葉がどこかへ集まることも考えられます。
- 藤井委員長 幹が太く、根も立派な木です。高さも大変高いですね。
- 事務局 高さはおよそ20メートルで、予想では建物の4階ほどになります。
- 杉浦五委員 市が管理できる高さにし決められた金額内で維持できたらと思います。マンションに住む方々にも価値を認識していただき、ともに管理するのが理想的です。
- 事務局 安城市では管理者へ専用のネットをお渡しして実を収集しているそうです。年間の管理料は知立市とほぼ同額の4,000～5,000円です。まずは実が落ちない算段をする必要があり、木を刈り込むことが妥当と思われます。ただ市としては、幹を残すことは主張していきたくて考えています。
- またこの件に関連して、以前お話があった総持寺跡の石碑を銀杏付近へ移動させることもお願いしていきます。
- 清水委員 石碑については大変良い案だと思います。銀杏付近へ移動させることで認知度も上がるでしょう。
- 事務局 銀杏については、業者から実が落ちないように太い幹の部分は伐採したいと要望がありましたが、指定取り消しへの懸念や住民への説明との相違から、最終的には市で買収し管理することとなると思われます。そこで問題となるのは分筆する必要が生じることと、購入するのか寄付していただくのかという判断です。
- 杉浦五委員 この土地は緑地に指定していますから、寄付していただくのが妥当だと思います。
- 事務局 寄付していただくことと今後の管理を交換条件で提示していきたくて思います。
- 日比野委員 市が購入した場合、建蔽率に引っかかりませんか。
- 杉浦五委員 空間面積を貸すということになるかもしれませんね。
- 事務局 その点についても考慮する必要があります。
- 日比野委員 業者へ落葉の掃除などを依頼する際、車で入ることが可能ですか。
- 事務局 道はありますが足場などを組むには少し狭い場所です。
- 文化課長 銀杏を残すということは皆さん共通のご意見ですね。管理については業者とも協議が必要ですので、この場である程度条件を示していただき、差し支えなければ事務局に預けていただけますか。
- 杉浦五委員 購入するなら協議は不要と思いますが、それについてどのようにお考えですか。
- 文化課長 緑地ですから可能な限り購入は避けたいです。しかし折り合いがつかなければ、

ひとつの方法として検討します。

事務局 大筋としては银杏を残す方向で皆さんの意見が一致しています。業者側の考えにもよりますから、事務局の折衝にお任せいただくということで、議決を採らずに次の議題へ移ってよろしいでしょうか。

(委員の了承を得る)

議題(2)文化財の指定について

藤井委員長 議題(2)文化財の指定について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議題2の説明をする)

日比野委員 人形はいつ頃のものですか。

清水委員 江戸時代頃のものと思われます。

文化課長 指定は頭だけでなく人形全体ということによろしかったですか。

事務局 樋の部分を除いた人形全体ということで聞いております。

藤井委員長 それでは「旧平治合戦の人形」を新指定候補としてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(委員による挙手)

藤井委員長 挙手全員と認め、新指定候補についての議題を終わります。

議題(3)指定文化財のホームページへの掲載について

藤井委員長 議題(3)指定文化財のホームページへの掲載について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議題3の説明をする)

松井委員 ガイドボランティアをしているとホームページに文化財が掲載されていない理由を聞かれることがあり、掲載する方が良いと思います。

事務局 文化庁でも盛んに文化財の保存と活用を進めています。活用を考えると情報発信はひとつのツールとして重要と考えます。

鷹巣委員 掲載方法を考える必要があります。他市では文化財を所有する寺院に押し込み強盗が入った事例があり、ご住職が怪我をされました。所有者の掲載を控えるなど、盗難への対策が必要です。

事務局 所有者や所在地等の情報は伏せる方法も検討します。

松井委員 市が作成した文化財マップがありますが、インターネットで見られるようにするべきというご意見を伺いました。

鷹巣委員 すぐに解決できることではありませんが、可能な部分から情報発信したいですね。ただし軸物など盗難されやすい形状のもの所有者へ配慮が必要です。

文化課長 指定者、種別、名称、員数、特記すべき事項、指定年月日までは掲載しても問題ないと思われますが、管理者と所在地を載せることで盗難が懸念されます。管理者にアンケートをとる方法もありますが、了解が得られなければ掲載できません。穴のある状態での掲載でも良いのか、穴があるなら項目自体削除す

るのか、もしくはアンケートをとらずに掲載するか、そのあたりについてご意見をいただければと思います。

鷹 巢 委 員 市史の調査に携わって、所蔵者と市の関係を良好に保つ必要性を感じました。文化財の情報にアクセスすることと所蔵者の気持ちを汲むことを天秤にかけると、やはり後者の方が重要に思われます。他市では町名まで掲載している形がよく見られます。そこまで公開していれば、どのような文化財があるか十分分かると思います。

日比野委員 掲載する雛形を見せていただいて形の確認までしたいですね。

文 化 課 長 他市の例をとりますと、管理者と所在地を掲載するか否か、管理者の許可がある場合のみ掲載するかという点を決めなければなりません。写真は市史の進捗状況に合わせてリンクを貼っていきます。

鷹 巢 委 員 一覧程度のもので、インターネットで情報公開することで他市・他県の方でもアクセスできる点に大きなメリットがあります。

日比野委員 他市・他県の方々に知立の歴史を知ってもらうために、史跡など盗難の恐れのないものだけでも写真を載せたいですね。

鷹 巢 委 員 市史の文化財編のために写真を撮影していますので、それも活用できたらと思います。史跡や建造物、天然記念物などは積極的に写真の掲載をしていきたいですが、絵画や彫刻は所有者が心配されますので掲載は控えたいですね。

事 務 局 市が所有する文化財から準備にとりかかり、所有者の意向を汲みつつ市史の写真も活用して進めていきたいと思います。

藤井委員長 この件に関してはホームページへの掲載を進めてよろしいでしょうか。

(委員による承認)

(3) 報告事項

報告事項の概要は次のとおり

報告事項(1) (2) (3) について

藤井委員長 報告事項(1) (2) (3)について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (報告事項を読み上げる)

清 水 委 員 養正館は歴史のあるよい建物だと思いますが、文化庁の視察の結果登録が見送られました。文化財登録に向けての今後の方針を教えてください。

事 務 局 養正館の2階部分が本来の形から2、3度変わっている点は登録が難しい理由のひとつと考えられます。また梁で支えられている点も問題かと思われませんが、梁を撤去するには耐震や費用の問題がございます。

清 水 委 員 問屋場の建物も本来の姿を維持しておらず登録されずに取り壊されたので、登録を前向きに検討し保存していただきたいです。

- 事務局 養正館は知立神社の敷地内にあるため、開発等でなくなる恐れがないですが、残していく算段をしなければならぬと認識しております。
- 文化課長 国の文化財に登録されれば修繕費用の3分の2が補助されますが、残りを所有者に負担していただかなくてはなりません。
- 杉浦五委員 あの梁は伊勢湾台風のために設置されたものですから、耐震となると別の工事が必要でしょうし、大変な費用がかかるでしょうね。
- 鷹巣委員 市の文化財として指定する予定はないのですか。
- 事務局 以前候補に挙がりましたが花しょうぶ園の売店が隣接しており、景観において問題があります。しかし、市の指定文化財としては検討して良いと思われます。
- 杉浦五委員 中を作業場として利用しており、指定したら新たに倉庫を設ける必要があります。しかし役割をかえながらも使い続けられてきた建物ですから、貴重ですね。
- 清水委員 全国的に見ても国の役所が残っているのは珍しいでしょう。観光資源としても十分な価値があると思います。
- 杉浦茂委員 近代建築の学会があり西三河に関する本も出ていますので、そのようなところへもアピールできるとよいですね。
- 事務局 前任者がレポートとして書き上げたものがありますので、有効に活用したいと思ひます。

(4) その他

その他の概要は次のとおり

その他(1)文化財防火デーについて

藤井委員長 その他(1)文化財防火デーについて事務局より説明をお願いします。

事務局 (その他1の連絡事項を読み上げる)

その他の連絡事項等について

藤井委員長 委員や事務局で他に何かありますか。

松井委員 松並木の馬のブロンズ像周辺に、歌川広重の木製の看板がありましたが、朽ちてから修復されていません。どの部署が担当か分かりませんが、ぜひまた立てていただきたいです。

事務局 今回経済課で看板を立てる予定があるとのことですが、松井委員のおっしゃる看板か分かりませんので、確認します。

鷹巣委員 文化財のホームページへの掲載に際して、指定物の現状確認や指定及び取り消しの検討などを行ってはどうでしょうか。

川合委員長 知立町の頃指定されたものもありますし、市史が調査しているこの機会に見直したいですね。

清水委員 指定基準を明らかにして行わなければなりませんね。

- 鷹 巢 委 員 市史で調査をしていると指定や取り消しに関して検討する必要があると感じるものもあり、ホームページで公開する前に整えられたらと思います。
- 松 井 委 員 旧東海道沿いには問屋場跡の石柱しかありませんが、そこにあったと思われる燈籠が知立神社に移転しています。その燈籠に彫られた字は篆刻師の井村徹堂のものとも言われていますし、宿場町としてその燈籠が旧東海道沿いにあると良いと思います。
- またガイドボランティアで長線の解説をすると、お客様からどのような音がするのか尋ねられることがございます。レプリカなどを設置していただくことはできませんか。
- 事 務 局 長線については、10年ほど前に徳川美術館から復元のお話をいただいていたようですが、予算の都合でお断りしたと聞いております。
- 藤井委員長 ほかにご意見がないようですので、以上で終了いたします。